

歯科診療行為マスターの改定について

今般、平成22年4月診療報酬改定に伴い、以下のとおり歯科診療行為マスターを改定いたしましたのでお知らせします。

1 基本診療料

(1) 初診料

ア 電子化加算の廃止に伴い当該コードを廃止しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301001470	電子化加算	3

イ 初診料の評価として加算が新設されたことから下記コードを追加しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301018970	障連	100
301019070	在宅患者等急性歯科疾患対応加算	232

(2) 再診料

ア 再診料の評価として加算が新設されたことから下記コードを追加しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301019170	在宅患者等急性歯科疾患対応加算（1回目）	232
301019270	在宅患者等急性歯科疾患対応加算（2回目以降）	90
301019370	明細	1

(3) 入院基本料

ア 施設基準の見直しに伴い、一般病棟入院基本料に7対1特別入院基本料、10対1特別入院基本料、として以下のコードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301019410	一般病棟7対1特別入院基本料	1,244
301019510	一般病棟10対1特別入院基本料	1,040

イ 施設基準の見直しに伴い、一般病棟入院基本料、専門病院入院基本料に係る準7対1入院基本料の4コードを廃止しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301005510	一般病棟準7対1入院基本料	1,495
301005610	一般病棟準7対1入院基本料（離島等）	1,525
301008510	専門病院準7対1入院基本料	1,495
301008610	専門病院準7対1入院基本料（離島等）	1,525

ウ 看護加算に係る経過措置の終了に伴い、一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、専門病院入院基本料に係る10対1入院基本料（H20年3月31日時点7対1）の2コードを廃止しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301005210	一般病棟10対1入院基本料（H20年3月31日時点7対1）	1,300
301008310	専門病院10対1入院基本料（H20年3月31日時点7対1）	1,300

エ 高齢者医療確保法の見直しに伴い、「後期高齢者特定入院基本料」の名称から「後期高齢者」を削除し「特定入院基本料」に変更し、年齢要件を廃止しました。(全4コード)

オ 一般病棟に係る看護必要度評価加算が追加されたことから、一般病棟、特定機能病院の一般病棟、専門病院の一般病棟に次のコードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301019670	一般病棟看護必要度評価加算	5
301022470	一般病棟看護必要度評価加算(特定機能病院)	5
301022570	一般病棟看護必要度評価加算(専門病院)	5

カ 療養病棟入院基本料が細分化されたことから、従来の「療養病棟入院基本料A」～「療養病棟入院基本料E」を「療養病棟入院基本料1(入院基本料A)」～「療養病棟入院基本料1(入院基本料E)」と名称変更したうえで存続使用し、「療養病棟入院基本料1(入院基本料F)」以下と療養病棟入院基本料2の26コードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301019710	療養病棟入院基本料1(入院基本料F)	1, 191
301019810	療養病棟入院基本料1(入院基本料F)(生活療養)	1, 177
301019910	療養病棟入院基本料1(入院基本料G)	934
301020010	療養病棟入院基本料1(入院基本料G)(生活療養)	920
301020110	療養病棟入院基本料1(入院基本料H)	887
301020210	療養病棟入院基本料1(入院基本料H)(生活療養)	873
301020310	療養病棟入院基本料1(入院基本料I)	785
301020410	療養病棟入院基本料1(入院基本料I)(生活療養)	771
301020510	療養病棟入院基本料2(入院基本料A)	1, 695
301020610	療養病棟入院基本料2(入院基本料A)(生活療養)	1, 681
301020710	療養病棟入院基本料2(入院基本料B)	1, 642
301020810	療養病棟入院基本料2(入院基本料B)(生活療養)	1, 628
301020910	療養病棟入院基本料2(入院基本料C)	1, 361
301021010	療養病棟入院基本料2(入院基本料C)(生活療養)	1, 347
301021110	療養病棟入院基本料2(入院基本料D)	1, 306
301021210	療養病棟入院基本料2(入院基本料D)(生活療養)	1, 292
301021310	療養病棟入院基本料2(入院基本料E)	1, 279
301021410	療養病棟入院基本料2(入院基本料E)(生活療養)	1, 265
301021510	療養病棟入院基本料2(入院基本料F)	1, 128
301021610	療養病棟入院基本料2(入院基本料F)(生活療養)	1, 114
301021710	療養病棟入院基本料2(入院基本料G)	871
301021810	療養病棟入院基本料2(入院基本料G)(生活療養)	857
301021910	療養病棟入院基本料2(入院基本料H)	824
301022010	療養病棟入院基本料2(入院基本料H)(生活療養)	810
301022110	療養病棟入院基本料2(入院基本料I)	722
301022210	療養病棟入院基本料2(入院基本料I)(生活療養)	708

キ 療養病棟入院基本料に新たに「救急・在宅等支援療養病床初期加算」としてコードを追加しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301023170	救急・在宅等支援療養病床初期加算	150

ク 有床診療所入院基本料に「3」が新設され、従来の期間区分が変更されたことから、「301008910:有床診療所入院基本料1(7日以内)」及び「301009310:有床診療所入院基本料2(7日以内)」を「301008910:有床診療所入院基本料1(14日以内)」及び「301009310:

有床診療所入院基本料2（14日以内）」に名称等変更し、新たに有床診療所入院基本料3として以下の3コードを新設しました

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301022610	有床診療所入院基本料3（14日以内）	500
301022710	有床診療所入院基本料3（15日以上30日以内）	370
301022810	有床診療所入院基本料3（31日以上）	340

なお、これに伴い、従来の「8日以上14日以内」の2コードを廃止しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301009010	有床診療所入院基本料1（8日以上14日以内の期間）	660
301009410	有床診療所入院基本料2（8日以上14日以内の期間）	480

ケ 有床診療所入院基本料の入院及び転院時の初期加算として新たに下記のコードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301022970	有床診療所一般病床初期加算	100

コ 有床診療所入院基本料の「医師配置加算」が細分されたことにより、従来の「301009870：医師配置加算」を「301009870：医師配置加算2」に変更し、以下のコードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301023070	医師配置加算1	88

サ 有床診療所療養病床入院基本料の入院及び転院時の初期加算として新たに下記のコードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301023170	救急・在宅等支援療養病床初期加算	150

シ 療養病棟及び特定入院料以外の入院基本料を算定する患者が他医療機関を受診した場合の入院基本料減算が設定されたことから、以下のコードを新設しました。（点数識別5：％減算）

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301025690	入院基本料減算（他医療機関受診）	30

ス 入院基本料等加算を以下のとおり変更・新設しました。

- (ア) 「二類感染症患者入院診療加算」は細分化されたため従来の「301015610：二類感染症患者入院診療加算」を「301015610：二類感染症患者入院診療加算（個室）」と名称変更し、「二類感染症患者療養環境特別加算（陰圧室）」を新設しました。
- (イ) 「医療安全対策加算」は細分化されたため従来の「301017110：医療安全対策加算」を「301017110：医療安全対策加算1」と名称変更し、「医療安全対策加算2」を新設しました。また、施設基準に伴う感染防止対策加算が追加されたことから、新たにコードを設定しました。
- (ウ) 「退院調整加算」が「慢性期病棟等退院調整加算」に名称変更され細分化されたことから、従来の「301017410：退院支援計画作成加算」及び「301017510：退院加算（療養病棟入院基本料等算定患者）」を「301017410：慢性期病棟等退院調整加算2（退院支援計画作成加算）」及び「301017510：慢性期病棟等退院調整加算2（退院加算・療養病棟入院基本料等）」と名称変更をして使用し新たに「慢性期病棟等退院調整加算1」に係る2コードを新設しました。

(エ) 以下のコードを新設しました。(上記(ア)～(ウ)を含む)

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301023210	15対1補助体制加算(入院初日)	810
301023310	20対1補助体制加算(入院初日)	610
301023410	急性期看護補助体制加算1	120
301023510	急性期看護補助体制加算2	80
301023670	在宅重症児受入加算	200
301023710	二類感染症患者療養環境特別加算(陰圧室)	200
301023810	栄養サポートチーム加算	200
301023910	医療安全対策加算2	85
301024070	感染防止対策加算	100
301024110	慢性期病棟等退院調整加算1(退院支援計画作成加算)	100
301024210	慢性期病棟等退院調整加算1(退院加算・療養病棟入院基本料等)	140
301024310	急性期病棟等退院調整加算1	140
301024410	急性期病棟等退院調整加算2	100
301024510	救急搬送患者地域連携紹介加算(退院時1回)	500
301024610	救急搬送患者地域連携受入加算(入院初日)	1000
301024710	後発医薬品使用体制加算	30

「在宅重症児受入加算」及び「感染防止対策加算」については、告示上は入院基本料加算に対する注加算ですが、レセ電においては入院基本料加算(この場合は「超重症児(者)入院診療加算」及び「医療安全対策加算」)を入院基本料の基本加算項目として加算コード(BAで始まる5桁)を使用して記載することから、加算コードに対する加算の記録計算が不可能な為、基本加算項目と同様の取扱いとしています。

(オ) 以下の既存コードについては名称を変更しました。(上記(ア)～(ウ)を含む)

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301011610	総合入院体特加算	120
301011810	単独型又は管理型臨床研修病院内入院診療加算	40
301013010	乳幼児加算(病院)(特別入院基本料等)	289
301013310	幼児加算(病院)(特別入院基本料等)	239
301015610	二類感染症患者療養環境特別加算(個室)	300
301017110	医療安全対策加算1	85
301017410	慢性期病棟等退院調整加算2(退院支援計画作成加算)	100
301017510	慢性期病棟等退院調整加算2(退院加算・療養病棟入院基本料等)	100
301017710	総合評価加算	50

セ 特定集中治療室管理料が細分化され、広範囲熱傷特定集中治療室管理料が移管されたことから従来の「特定集中治療室管理料(7日以内)」及び「特定集中治療室管理料(8日以上14日以内)」のコードを「特定集中治療室管理料1(7日以内)」及び「特定集中治療室管理料1(8日以上14日以内)」と名称変更し、下記コードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301024810	特定集中治療室管理料2(特定集中治療室管理料・7日以内)	9,200
301024910	特定集中治療室管理料2(特定集中治療室管理料・8日～14日)	7,700
301025010	特定集中治療室管理料2(広範囲熱傷特定集中治療・7日以内)	9,200
301025110	特定集中治療室管理料2(広範囲熱傷特定集中治療・8日～60日)	7,890

ソ 特定集中治療室管理料の重症者等比率基準適合に係る加算が廃止されたことから以下のコードを廃止しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301018270	特定集中治療室管理料加算(重症者等比率基準適合)	5

タ 特定集中治療室管理料の重篤な症状の15歳未満の患者に対する加算を新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301025270	小児加算（特定集中治療室管理料）（7日以内）	1, 500
301025370	小児加算（特定集中治療室管理料）（8日以上14日未満）	1, 000

チ 亜急性期入院医療管理料に新たに加算が設けられたことから以下のコードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301025470	リハビリテーション提供体制加算	50

ツ 緩和ケア病棟入院料が新たに特定入院料の対象となったことから以下のコードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
301025510	緩和ケア病棟入院料	3, 780

2 特掲診療料

(1) 医学管理等

ア 歯科疾患管理料が一本化されたことから従来の「30200110：歯科疾患管理料（1回目）」を「30200110：歯科疾患管理料」に名称変更したうえで統合し、下記コードを削除しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
302000210	歯科疾患管理料（2回目以降）	110

イ 歯科衛生実地指導料が細分化されたことから従来の「302000610：実地指」を「302000610：実地指1」と名称変更し、下記コードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
302004910	実地指2	100

ウ 新規項目として以下のコードを追加しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
302005010	がん患者カウンセリング料	500
302005110	入院栄養食事指導料	130
302005210	介護支援連携指導料	300
302005310	がん治療連携計画策定料	750
302005410	がん治療連携指導料	300

エ 薬剤管理指導料の加算として「302002970：退院時服薬指導加算」が廃止され「医薬品安全性情報等管理体制加算」が追加されたことに伴い以下のコードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
302005570	医薬品安全性情報等管理体制加算	50

オ 診療情報提供料（I）に以下の加算を新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
302005670	障害者医療連携加算	100

カ 有床義歯の調整に係る管理料として以下のコードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
302005710	義調	30

キ 後期高齢者医療の見直しに伴い「113701910：後期高齢者退院時薬剤情報提供料」の名称

を「退院時薬剤情報管理指導料」と変更のうえ年齢要件を廃止するとともに、後期高齢者に特化した診療行為である以下のコードを廃止しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
302004610	後期高齢者終末期相談支援料	200

(2) 在宅医療

ア 歯科疾患に係る在宅訪問看護料が評価されたことから下記コードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
303003310	歯在管（在宅療養支援歯科診療所）	140
303003410	歯在管（1以外）	130
303003570	機能管（歯科疾患在宅療養管理料）	50
303003670	歯清（歯科疾患在宅療養管理料）	60
303003710	在歯管	140

イ 「居住系施設入居者等」の名称を「同一建物住居者」に変更しました。（全2コード）

ウ 退院前在宅療養指導管理料に対する幼児加算が評価されたことから下記コードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
303003870	乳幼児加算（退院前在宅療養指導管理料）	200

エ 後期高齢者医療の見直しにより以下コードを廃止しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
303002110	在口管	180
303002270	歯清（後期高齢者在宅療養口腔機能管理料）	60

(3) 検査

ア D002 歯周組織検査に新たに検査が追加されたことから下記コードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
304001610	P混検	40

イ 下記コードを廃止しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
304001110	スタディモデル	50

(4) 画像診断

ア デジタル映像化処理加算の廃止に伴い下記のコードを廃止しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
305002390	デ	5
305002490	バデ	50
305002590	他デ	30

イ 外来の時間外の画像診断加算が評価されたことから以下加算コードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
305004690	時間外緊急院内画像診断加算	110

ウ 撮影方法が「アナログ撮影」と「デジタル撮影」に細分化されたことに伴い、従来の撮影料コードを「アナログ撮影」分と名称変更のうえ、新たに「デジタル撮影」分に係る診療行

為コードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
305004010	単純撮影（デジタル）（歯科エックス線撮影（全顎撮影））	252
305004110	単純撮影（デジタル）（歯科エックス線撮影（全顎撮影以外））	28
305004210	単純撮影（デジタル）（その他）	68
305004310	特殊撮影（デジタル）（歯科パノラマ断層撮影）	182
305004410	特殊撮影（デジタル）（歯科パノラマ断層撮影以外）	266
305004510	造影剤使用撮影（デジタル）	150

(5) 投薬

処方料及び処方せん料に係る新たな加算として以下の2コードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
306002070	抗悪性腫瘍剤処方管理加算（処方料）	70
306002170	抗悪性腫瘍剤処方管理加算（処方せん料）	70

(6) 注射

ア 注射実施料に以下のコードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
307003010	末梢留置型中心静脈注射カテーテル挿入	700
307003170	乳幼児加算（末梢留置型中心静脈注射カテーテル挿入）	500

イ 無菌製剤処理料1が細分化されたことから現行の「307002110：無菌製剤処理料1」の名称を「130011070：無菌製剤処理料1（イ以外）」とし、新たに次のコードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
307003210	無菌製剤処理料1（閉鎖式接続器具使用）	100

(7) リハビリテーション

ア 脳血管疾患等リハビリテーション料が細分化されたことにより、現行の「脳血管疾患等リハビリテーション料（1）」、「脳血管疾患等リハビリテーション料（2）」、「脳血管疾患等リハビリテーション料（3）」を「脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（ロ以外）」「脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（ロ以外）」、「脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（ロ以外）」と名称変更し、廃用症候群の場合のコードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
308001210	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（廃用症候群）	235
308001310	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（廃用症候群）	190
308001410	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（廃用症候群）	100

イ がん患者リハビリテーション料を新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
308001510	がん患者リハビリテーション料	200

(8) 処置

ア 乳幼児加算の対象年齢が5歳から6歳に見直されたことから、名称、年齢制限テーブル等の変更を行いました。

イ 告示名称の変更による基本名称及び省略名称の変更を行いました。

例) 齶蝕→う蝕

覆罩→保護処置

ウ 歯周安定期治療が一本化されたことから従来の「309005710：S P T（治療開始1年以内）」を「309005710：S P T」に名称変更したうえで統合し、下記コードを削除しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
309005810	S P T（治療開始1年超2年以内）	1 2 5
309005910	S P T（治療開始2年超3年以内）	1 0 0

エ 新たな処置料として次のコードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
309010510	P基処	1 0
309010610	術口衛	8 0

オ 訪問歯科診療に係る周辺装置加算が削除されたことから以下コードを廃止しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
309009410	タービン（処置）	2 0 0
309009510	エンジン（処置）	5 0

(9) 手術

ア 乳幼児加算の対象年齢が5歳から6歳に見直されたことから、名称、年齢制限テーブル等の変更を行いました。

イ 準用項目として設定しておりました従来コードのうち次のものについて新規手術として告示されたことから、名称等を変更したうえで存続使用しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
310029250	歯根分割搔爬術	2 6 0
310029350	上顎洞陥入歯除去術（抜歯窩）	4 7 0
310029450	上顎洞陥入歯除去術（犬歯窩開さく）	2, 0 0 0
310029550	口腔底迷入下顎智歯除去術	5, 2 3 0

ウ 新たな手術料として次のコードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
310030810	皮膚移植術（死体）（100cm ² 以上200cm ² 未満）	5, 1 9 0
310030910	皮膚移植術（死体）（200cm ² 以上500cm ² 未満）	6, 9 2 0
310031010	皮膚移植術（死体）（500cm ² 以上1000cm ² 未満）	1 0, 3 8 0
310031110	皮膚移植術（死体）（1000cm ² 以上3000cm ² 未満）	2 5, 3 2 0
310031210	皮膚悪性腫瘍切除術（広汎切除）	2 1, 7 0 0
310031310	皮膚悪性腫瘍切除術（単純切除）	1 1, 0 0 0
310031470	悪性黒色腫センチネルリンパ節加算	5, 0 0 0

エ 訪問歯科診療に係る周辺装置加算が削除されたことから以下コードを廃止しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
310026610	タービン（手術）	2 0 0
310026710	エンジン（手術）	5 0

(10) 麻酔

乳幼児加算の対象年齢が5歳から6歳に見直されたことから、名称、年齢制限テーブル等の変更を行いました。

(11) 放射線治療

M001 体外照射の加算が新たに評価されたことから下記コードを追加しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
312003170	画像誘導放射線治療加算（体外照射）	300

(12) 歯冠修復及び欠損補綴

ア 乳幼児加算の対象年齢が5歳から6歳に見直されたことから、名称、年齢制限テーブル等の変更を行いました。

イ 告示名称の変更による基本名称及び省略名称の変更を行いました。

例) 齲蝕→う蝕

補綴物維持管理料→クラウン・ブリッジ

ウ 口蓋補綴、顎補綴の「簡単なもの」に対する評価が削除されたことから、以下のコードを廃止しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
313004010	印象（欠損補綴（口蓋補綴、顎補綴（簡単）））	143
313005910	装着（欠損補綴（口蓋補綴、顎補綴（簡単）））	100
313021210	口蓋補綴、顎補綴（印象採得が簡単）	1,000

エ 訪問歯科診療に係る周辺装置加算が削除されたことから以下コードを廃止しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
313022710	タービン（歯冠修復及び欠損補綴）	200
313022810	エンジン（歯冠修復及び欠損補綴）	50

(13) 歯科矯正

保定装置であるリンガルアーチの特定保険医療材料料として新たにリンガルアーチが新設されたことから以下コードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
314010240	(材) リンガルアーチ（保定装置）	223

(14) 病理診断

従来の「病理診断料」が「組織診断料」と「細胞診断料」に分割されたことから、現行の「315000110：病理判断料」、「315000210：病理判断料（他医療機関作成の組織標本）」を「315000110：口腔病理診断料（組織診断料）」、「315000210：口腔病理診断料（組織診断料）（他医療機関作成の）」と名称変更し、「細胞診断料」に係るコードを新設しました。

診療行為コード	診療行為省略名称	点数
315000410	口腔病理診断料（組織診断料）	240
315000510	口腔病理診断料（細胞診断料）（他医療機関作成の組織標本）	240

3 その他

(1) 新規フラグについて

時間加算区分

初診料の休日加算チェック（診療開始日から休日加算の妥当性チェック）及び入院外レセプトにおける時間加算と他の通則加算の記録不可チェックを鑑み、歯科診療行為マスター「基

本マスター」の項番 17「予備」フィールドに「時間加算区分」フラグを設定しました。

(現在の診療行為レコードにも全てフラグは設定致しました。)

フラグの意味づけは、

- 0：下記以外の診療行為
- 1：時間外加算（注加算又は通則加算）診療行為
- 2：休日加算（注加算又は通則加算）診療行為
- 3：初診料の休日加算（注加算）診療行為
- 4：深夜加算（注加算又は通則加算）診療行為
- 5：時間外特例加算（注加算又は通則加算）診療行為

(2) フラグの変更等について

後期高齢者医療適用区分

後期高齢者医療の見直しに伴い診療行為の年齢制限が廃止され、診療行為自体に高齢者の区分が無くなったことから本来廃止すべきフラグであるが、標準負担額部分での後期高齢者の扱いは従来のものであることから一定期間現行のまま存続させることとしております。

(3) その他

ア 特定保険医療材料料（歯科使用材料料）の改定が同日付けで通知されたことから、材料加算として設定している診療行為（加算コードが DM 又は EN で始まるもの）の点数を変更しております。（該当：55コード）

イ 今後の記載要領通知等の改定による診療行為マスターの追加、変更等につきましては、随時当HP上にて更新されますのでご留意ください。